



埼玉県報

第331号
令和4年(2022年)
7月26日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 山王用土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（生産振興課）
- 武蔵漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（生産振興課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 運転者管理業務端末装置等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道小八林久保田下青鳥線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道462号の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第七百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光エイノビル

埼玉県和光市本町六番五号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) まちづくりへの協力に関すること

和光市産業振興条例に基づき、市内事業者の役割として、次の事項について積極的な参加に努めること。

ア 条例の基本理念をご理解いただき、事業活動を通じて地域経済の活性化及び地域社会の発展の貢献に努めること。

イ 地域社会を構成する一員として、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画すること。

ウ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対して積極的に参加すること。

(2) 農産物に関すること

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRに努めること。

(3) 騒音に関すること

ア 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えること。

イ 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うこと。

ウ 駐車場への出入庫及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを抑えるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないよう配慮すること。

エ 周辺住民等への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠

意を持って速やかな対応をすること。

(4) 光害に関すること

屋外照明等の設置について、光害を生じることがないよう照明の配置や方向、強さ等に配慮すること。

(5) 廃棄物に関すること

ア 以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めること。

- ・ 製造・加工・販売などに際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに必要な措置を講ずること。

- ・ 資源ごみの再生利用を促進するために必要な措置を講ずること。

- ・ 製造・加工・販売などに際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図ること。また包装は、再生利用可能なものを使用し、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、再生利用を促進すること。

- ・ 商品の販売にあたって、消費者が簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には回収すること。

イ 事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従うこと。

(6) 交通（通学）に関すること

ア 開業準備期間中における工事車両について、営業時と同様各テナント事業者と調整の上、交通誘導員の配置等によって保育園児・児童の交通安全を確保すること。

イ 一階店舗出入口の前面スペースに自転車及び自動二輪車を駐車されないよう対策を行うこと。

ウ 当該地は放置自転車禁止区域内であるため、敷地と道路との境界付近への駐輪には十分注意すること。

エ 当該施設への入出庫する車両の影響により、周辺道路が渋滞することの無いよう対策を行うこと。周辺道路に渋滞が発生する場合は、誘導員を配置するなど渋滞緩和対策を行うこと。

オ 関係車両（工事車両や搬入車両等）の円滑な交通の安全を確保すること。

また、周辺道路に違法駐車しないこと。

(7) 防犯に関すること

和光市防犯計画の「事業者の取組」を遵守すること。

(8) 教育に関すること

ア 子供たちのいじめや非行防止、健全育成等について、学校や教育委員会、警察等関係機関との連携に以下の方法で協力すること。

- ・ 施設内及び施設近隣における子供の見守りや非行・犯罪の未然防止と啓発、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努めること。
- ・ 学校や関係機関等で、駅周辺の街頭補導活動を行う場合は、ビル内の立ち入り等について協力すること。

・ いじめや非行問題行動を発見した場合は、学校や教育委員会、警察等関係機関に対し、情報を提供すること。

イ 学校では、子供たちの力を伸ばすために、社会との連携や協働による「社会に開かれた教育課程」が重要となり、子供たちが、他者と協働して問題を解決したり、キャリア教育の視点から、具体的な体験活動をする機会を設けたいと考えている。

そのため、小学校では、市内の様子を学習するために様々な施設を訪問する社会科見学を実施したり、中学校では、職業観を育むために職業体験学習を実施している。

これらの学習に関して学校からの要望があつた場合、可能な範囲で受け入れを検討すること。

二 縦覧期間

令和四年七月二十六日から令和四年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

同	監事	同	同	同	理事
中嶋恒雄	茂木昇	飯島啓作	関口明男	反町芳郎	高橋修
同	同	同	同	同	埼玉県深谷市畠山二千二百九十五番地
同	深谷市畠山四百二十三番地	同	同	熊谷市上新田二百四十四番地	
同	本田四千九百四十五番地	同	板井六百四十二番地一		

告示

埼玉県告示第七百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

二 漁業権の免許番号

共第五号

三 変更の内容

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸3本以内

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和四年七月六日

告示

埼玉県告示第七百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 漁業権者の名称及び住所
武蔵漁業協同組合
埼玉県東松山市上唐子五百八十八番地
- 二 漁業権の免許番号
共第二号及び共第三号
- 三 変更の内容

第二条第三項中「第13条」を「第14条」に改め、同条第四項中「第8条」を「第9条」に、「第9条」を「第10条」に改める。

第十三条を第十四条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第八条第一項の表を次のように改める。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	あゆ、ます類（にじますについては、第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間を除く。）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なます	さで網、うけ、四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	6,300
			1日	2,000 現2,500
		釣り	1日	1,000 現1,500
乙 種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なます	釣り	1年	3,100
			1日	500
		釣り（リール釣りを除く。）	1日	400
冬季にじます券	にじます（第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間に限る。）、うぐい、おいかわ、こい、	釣り	1日	1,500 現2,000

ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なます			
--------------------------	--	--	--

第八条を第九条とし、第七条を第八条とせよ。

「

<p>第六条の表中</p>	<p>槻川（小川町青山、青山堰上流 10 m から下流 20 m までの区域）</p> <p>槻川（小川町大塚、栃本堰上流 20 m から下流 50 m までの区域）</p>
---------------	---

「

<p>を</p>	<p>槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流 300 m までの区域）</p> <p>槻川（小川町青山、青山堰上流 10 m から下流 20 m までの区域）</p> <p>槻川（小川町大塚、栃本堰上流 20 m から下流 50 m までの区域）</p>
----------	---

」

<p>10月1日から翌年4月30日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p>

に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条の表ます類の項を次のように改める。

<p>ます類（にじますを除く。）</p>	<p>3月1日から9月30日まで（第3条の表イ欄に掲げる区域については5月1日から9月30日まで）</p>
<p>ます類（にじますに限る。）</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（キヤッチアンドリリース区間の設置）

第3条 次の表のイ欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間にお

いては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流300 mまでの区域）	10月1日から翌年4月30日まで

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和四年七月六日

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字下富字駿河台五百四十六番一、同番三、同番四、同番五、
五百五十三番一、五百八十三番三、同番四、五百八十四番三、五百八十五番、
五百八十六番、五百八十七番一、五百九十二番三、同番四、同番九、五百九十
三番一、同番二、五百九十六番三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百四十六・七立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

運転者管理業務端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年3月1日（水）から令和10年2月29日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月14日（水）午前10時45分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月13日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月14日（水）午前10時45分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年9月14日（水）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年9月7日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年8月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
the terminal unit for driver administrative tasks etc
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:45 a.m.
September 14, 2022 By mail;5:00 p.m. September 13, 2022 In person;10:45
a.m. September 14, 2022
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2249

告 示

埼玉県告示第七七七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年3月1日（水）から令和10年2月29日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部鑑識課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目197番地7 埼玉県警察本部
刑事部鑑識課写真係 電話048-832-0110 内線716-5563

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月14日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月13日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月14日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年9月14日（水）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年9月7日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年8月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
suspected person photograph reference system
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m.
September 14, 2022 By mail;5:00 p.m. September 13, 2022 In person;10:20
a.m. September 14, 2022
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2249

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
比企郡吉見町大字中新井 字天神町七〇二番地先か ら同郡同町大字中新井字 天神町七〇六番地先まで		区 間
一〇・二六〽一二・三六	一〇・一五〽一二・三四	敷地の幅員 (メートル)
七八・七八		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四百六十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	児玉郡神川町大字二ノ宮字神戸 七〇三番二地先から同郡同町大 字二ノ宮字元森六九二番三地先 まで	区 間
一三・八二) 三二・三八	一〇・一一) 二四・九六	敷地の幅員 (メートル)
	三三九・五八	延長 (メートル)
	災害防除工事による。	備 考

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年七月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年七月二十八日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他